

第Ⅳ編 風水害対策編

第1章 風水害に対する予防対策と応急対策

第1節 自助・共助による防災力の向上

【Ⅲ震災対策編 第1章 第1節 自助・共助による防災力の向上 震災-1】を準用するほか、次のとおりとする。

《予防・事前対策》

第1 土のう保管箱の設置

【危機管理室】

近年、短時間で狭い範囲に降る局地的大雨が増えており、市内においても、地形が低い場所を中心に被害が発生している。市では、過去に被害が発生した地域を中心に、土のう保管箱を設置し、家屋等への浸水による被害を予防するために、市民が必要に応じて自主的に土のうを使用できるようにする。

市では、土のう保管箱を設置したときは、ホームページへの掲載等により積極的に周知を図るものとする。また、同時に、各家庭で簡単にできる土のう以外の水防工法を紹介するなどして、市民の防災力の向上を図ることとする。

【資料-134 和光市土のう保管箱の設置及び管理に関する要綱】

第2 風水害に関する知識と情報入手方法の啓発

【危機管理室】

風水害は、正確な情報を入手し、正しい知識に基づいて判断し行動することで、被害を防ぐまたは軽減することが可能な場合も多い。そこで、市は、ホームページ、ハザードマップ、広報紙、避難訓練時等、様々な機会を通じて、市民、地域、事業所等に対して、風水害に関する気象警報等に関する知識、避難勧告等が発令された場合等災害の危険性が高まった場合にとるべき行動、行動判断に役立つ各種情報の入手方法等を啓発することで、自助・共助による風水害に対する防災力の向上を図ることとする。

第2節 防災教育及び訓練

【Ⅲ震災対策編 第1章 第2節 防災教育及び訓練 震災-10】を準用する。

第3節 調査研究

【Ⅲ震災対策編 第1章 第3節 調査研究 震災-14】を準用する。

第4節 災害に強いまちづくり

【Ⅲ震災対策編 第1章 第4節 災害に強いまちづくり 震災-16】を準用する。

第5節 災害ごとの対策

第1 水害対策

《予防・事前対策》

1 外水氾濫対策

(1) 和光市河川の現況

市域には、国管理河川の荒川に加え、その荒川水系に属する、新河岸川、越戸川、谷中川、白子川の4本の県管理の1級河川がある。そのうち荒川、新河岸川は、洪水予報河川に指定されている。

(2) 重要水防箇所

埼玉県水防計画における和光市が水防管理団体である重要水防箇所は次のとおりである。

河川名	重要度		左右岸別	地先名	延長(m)	重要な理由
	種別	階級				
新河岸川	堤防高	A	左	和光市新倉～朝霞市上内間木	800	堤防余裕高不足
新河岸川	堤防高	A	右	和光市新倉～朝霞市台、根岸	1,200	堤防余裕高不足
新河岸川	新堤防	要	右	和光市新倉～	200	堤防完成後3年未満 H24、H25 新倉築堤工
新河岸川	堤防高	A	右	和光市新倉～	100	堤防余裕高不足
新河岸川	堤防高	A	右	和光市新倉～	1,600	堤防余裕高不足 H25 境田外樋管工
越戸川	堤防高	B	右	和光市新倉～	600	堤防余裕高不足

(平成30年度埼玉県水防計画)

※重要度における「種別」と「階級」の関連

種別	重要度		要注意区間
	A：水防上最も重要な区間	B：水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡または旧川跡の箇所。

(平成30年度埼玉県水防計画)

(3) 埼玉県の河川(外水)災害対策

県は、河川の外水対策として、河川改修工事を進めており、河川災害の危険性は減少している。

(4) 河川等の巡視

【道路安全課】

市は、水防管理団体として、市域の河川等を巡視し、特に水防計画に定める重要水防区域や危険箇所は常に留意し、堤防、護岸、根固め、あるいは水利などの河川施設の状態を把握しておく。

2 内水氾濫対策

(1) 和光市の内水はん濫対策

【道路安全課、下水道課】

市域には、31箇所の貯留施設が設けられている。更に、越戸川、谷中川、白子川の河川に対しては、河川改修計画により内水災害対策が進められている。

また、白子川の内水予防対策事業計画に基づく白子川下流域(水木橋下流)の内水災害対策施設の設置により、白子川下流域における内水災害は減少している。

なお、市は、台風、集中豪雨等により家屋又は道路等に浸水のおそれがある場合について、総合治水対策の一環として、道路安全課、下水道課で側溝や雨水管等の整備を行う。

【資料-135 和光市の内水災害対策】

(2) 保水機能の整備

【道路安全課、都市整備課、下水道課】

内水対策として、市域に貯留施設を整備し、河川についても河川改修計画により対策を進める。

また、内水については、土地利用を計画的に規制するなど、水害対策にとって重要な保水機能を保全すべき農地・空き地等の市街化の抑制を行う。

さらに、遊水池や調整池を設けることによって、降水をできるだけ流域内に保水・遊水させて、一気に河川に流出させない対策を立てる。

3 水防資機材の整備

【道路安全課、危機管理室】

市は、洪水により危険にさらされる河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を整備しておく。

【資料-137 和光市水防資機材一覧表】

4 情報収集・伝達体制の整備

【危機管理室】

【Ⅲ震災対策編 第1章 第7節 情報収集・伝達 《予防・事前対策》 震災-57】を準用するほか、次のとおりとする。

気象情報や土砂災害警戒情報など災害から身を守るための情報を住民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する。

また、市は気象警報等の伝達の責任者、体制及び方法等を定めておくものとする。

なお、勤務時間外に伝達される気象警報等の伝達迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておくものとする。

5 避難体制の整備

(1) 集中豪雨時における避難体制

【危機管理室】

市は、集中豪雨が発生した場合に、住民の円滑な避難を実現し被害を軽減するための避難体制の基準を定める。【水害-22 参照】

(2) 水害時の指定緊急避難場所・指定避難所

【危機管理室】

市では、荒川又は新河岸川が氾濫した場合の指定緊急避難場所及び指定避難所として、氾濫により被害を受ける地域の近辺を中心に6箇所の施設を指定している。

【資料-138 和光市水害時の避難所】

(3) マニュアルの作成

【危機管理室、社会援護課】

風水害時の避難支援のため、次のマニュアルを作成する。

ア 和光市集中豪雨時情報伝達マニュアル

イ 和光市避難行動要支援者避難支援マニュアル

6 浸水想定区域への対応

【危機管理室】

【II和光市の概況及び被害想定編 第3章 第3節 風水害被害想定 第2 浸水想定区域被害-22】より、水防法第14条に基づく浸水想定区域指定された地域に対して、以下の事項について速やかに措置が行えるよう、体制整備に努める。

(1) 洪水予報・警報の伝達

(2) 避難誘導

(3) 浸水想定区域内にある地下街、要配慮者利用施設、大規模な工場その他の施設（申し出があったものに限る）（以下「事業所等」という）への情報伝達及び避難指示（緊急）

また、これらの事業所等については、市地域防災計画に、施設の名称及び所在地情報を記載する必要がある。なお、地下街等、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法及び水防法施行規則により、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けられており、自衛水防組織の設置については前者は義務付けられており、後者は努めるよう定められている。大規模な工場その他の施設の所有者又は管理者についても、同法及び同規則により、水防計画の作成、水防訓練の実施、及び自主水防組織の設置について努めるよう定められている。

浸水想定区域内にある要配慮者利用関連施設は次のとおりである。

【障害関係】

施設名称	所在地	電話番号
放課後等デイサービス 白子ほのぼの	和光市白子 3-26-3	048-475-8291

【高齢者関係】

施設名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 和光苑	和光市新倉 8-23-1	048-468-3355
介護老人保健施設 ナーシングホーム和光	和光市新倉 8-23-1	048-468-3355
ホーム下新倉	和光市下新倉 5-13-11	048-467-8883
ケアハウス 桜の里	和光市新倉 8-23-2	048-450-5656
医療法人社団翠会 和光病院	和光市下新倉 5-19-7	048-450-3311
エスケアステーション和光	和光市白子 3-25-8	048-458-6931

【児童関係】

施設名称	所在地	電話番号
しらこ保育園	和光市白子 3-29-10	048-464-7400
北子育て世代包括支援センター	和光市白子 3-29-10 (しらこ保育園 3F)	048-464-0194
ハレルヤ保育園	和光市新倉 5-9-92	048-451-5300
下新倉みどり保育園	和光市下新倉 5-13-10	048-451-6433
下新倉小学校	和光市下新倉 5-21-1	048-464-0500
キッズエイド吹上保育園	和光市白子 3-15-25	048-423-5071
ひだまりの保育園	和光市新倉 2-17-31	048-486-9038
第2 ひだまりの保育園	和光市新倉 3-5-28	048-487-7316
第3 ひだまりの保育園	和光市新倉 3-5-28	048-487-7316

また、浸水想定区域内に、地下街や大規模な工場その他施設は現時点では存在していない。今後、市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模工場等が設置された際は、速やかに前述の措置を取るものとする。

7 洪水ハザードマップの活用

【危機管理室】

浸水想定区域の指定に基づき、平成20年2月、荒川及び新河岸川について、「和光市洪水ハザードマップ」を作成し、平成29年3月には荒川についての「和光市洪水ハザードマップ」を改正した。危機管理室は、毎年度マップの掲載内容を検討し、水害の危険性及び河川のはん濫により想定される浸水区域や避難所の位置等について、市民・事業所等に対し周知徹底を図るとともに、水害への自主対応の促進を図る。

【資料-33 和光市洪水ハザードマップ（新河岸川）】

【資料-34 和光市洪水ハザードマップ（荒川・入間川）】

8 マニュアルの作成

【道路安全課、危機管理室】

水害時の警戒及び避難要領等に関する和光市水害時避難活動マニュアルを作成する。

9 危険箇所の調査

【危機管理室】

市域の内水による被害状況の調査、越戸川、谷中川、白子川のはん濫による被害状況の調査等を継続的に実施することで、危険箇所の把握に努め、水防対策に役立てる。

10 地盤沈下予防対策

【Ⅲ震災対策編 第1章 第4節 災害に強いまちづくり 《予防・事前対策》 第10 地盤災害の予防 2 地盤沈下予防対策 震災-33】を準用する。

《応急対策》

1 水防活動体制

【水防本部】

(1) 水防本部の設置

危機管理監は、次のいずれかに該当し、水防本部設置の必要があると認める場合は、これを立ち上げるものとする。なお、水防本部は危機管理室に置く。

水防本部の立ち上げ基準は次のとおりである。

ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予報・警報で、大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発表された場合

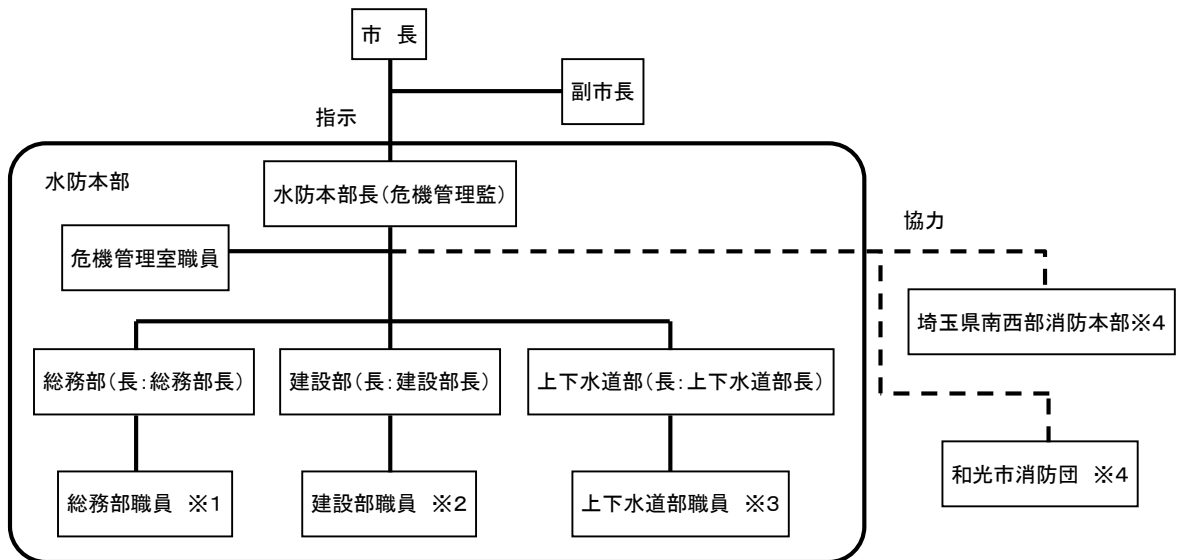
イ 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予報・警報で、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表された場合

ウ 水防法第10条、第11条に基づく水防活動用予報・警報で、はん濫注意情報、はん濫警戒情報のいずれかが発表された場合

(2) 水防本部の組織

水防本部長は危機管理監（不在時、総務部長）とする。また、水防本部は危機管理室、総務部及び建設部を主体として組織する。

【水防本部の組織図】



- ※1 細部は、総務部長が定める。
- ※2 細部は、建設部長が定める。
- ※3 細部は、上下水道部長が定める。
- ※4 埼玉県南西部消防本部及び和光市消防団の活動は、水害等の状況により定める。

(3) 水防本部と災害対策本部の関係

【本章 第6節 防災体制 《応急対策》 第1 市の活動体制 1 配備体制の基準 水害-45】に示す事態が発生した場合、非常体制へ移行し、災害対策本部を立ち上げる。その際、水防本部は、災害対策本部の下部組織とし、災害対策本部の指示のもとで活動する。

2 情報収集・伝達

(1) 特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準等

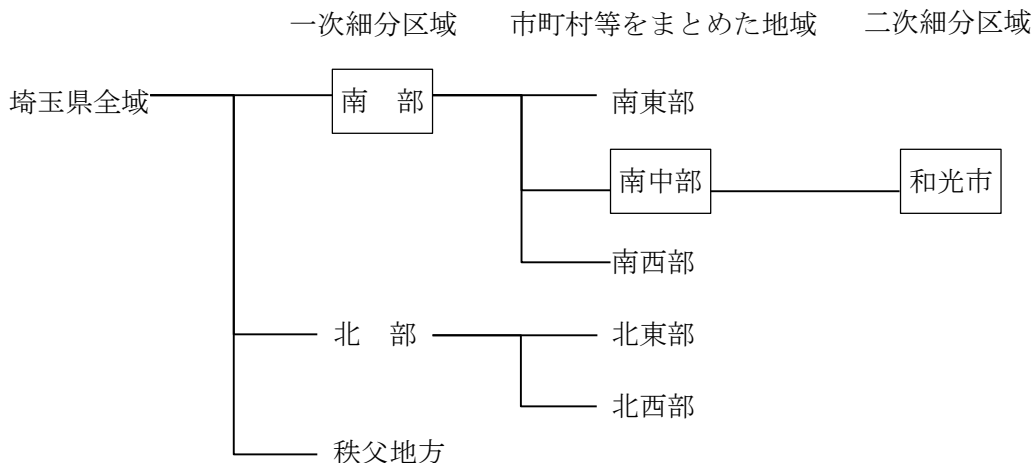
ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

【本部室本部班・情報収集班、建設部土木建設班、各班】

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。

(ア) 対象地域

気象現象に伴う災害の発生が予想される場合、特別警報・警報・注意報を各市町村を対象として発表する。テレビやラジオなどでの放送や天気予報電話サービス等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、一次細分区域や市町村等をまとめた地域として南部を3地域、北部を2地域に細分した地域の名称を用いる場合がある。



(イ) 特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準

気象情報（全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報）は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や特別警報・警報・注意報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方気象台が発表する。

記録的短時間大雨情報は、県内で数年に一度程度しか発生しないような記録的な1時間雨量が観測又は解析されたときに、府県気象情報の一種としてその状況を簡潔に表現して速報するものであり、県内の発表基準は100mmである。ただし、大雨警報の発令されている間に行う。

竜巻注意報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意報が再度発表される。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、異常天候早期警戒情報、少雨に関する情報、高温に関する情報などがある。

<特別警報・警報・注意報の概要>

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

<特別警報・警報・注意報の種類、概要及び発表基準>

種類	概要・発表基準
特別警報 大雨特別警報	<p>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>その基準は次の条件のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 台風や集中豪雨により 48 時間降水量及び土壌雨量指数において 50 年に一度の値（和光市は 48 時間降水量 341mm、土壌雨量指数 224）以上となった 5km 格子が共に府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現し、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合</p> <p>② 3 時間降水量及び土壌雨量指数において 50 年に一度の値（和光市は 3 時間降水量 141mm）以上となった 5km 格子が共に府県程度の広がり範囲内で 10 格子以上出現（ただし、3 時間降水量が 150mm 以上となった格子のみをカウント対象とする）し、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合</p> <p>③ 「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合</p>
大雪特別警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表され、その基準は、府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深（熊谷の参考値 33cm）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度続くと予想される場合。</p>
暴風特別警報	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表され、その基準は、「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。</p>
暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p> <p>その基準は、「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</p>

IV風水害対策編 第1章 風水害に対する予防対策と応急対策
 第5節 災害ごとの対策 第1 水害対策

<特別警報・警報・注意報の種類、概要及び発表基準（続き）>

種類		概要・発表基準
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 その基準は次の条件のいずれかに該当する場合。 ① 3時間雨量が90mm以上（浸水害） ② 土壌雨量指数が108以上（土砂災害）
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。 その基準は次のいずれかに該当する場合。 ① 雨量基準：3時間雨量が90mm以上 ② 複合基準：3時間雨量が70mmかつ荒川流域の流域雨量指数が44以上 ③ 指定河川洪水予報による基準：荒川（治水橋）、新河岸川（宮戸橋）
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表され、その基準は、24時間の降雪の深さが30cm以上と予想された場合。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表され、その基準は、平均風速が20m/s以上と予想された場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 その基準は、平均風速が20m/s以上で雪を伴うと予想された場合。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などが挙げられる。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続する。 その基準は次の条件のいずれかに該当する場合。 ① 3時間雨量が40mm以上 ② 土壌雨量指数が86以上
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害が挙げられる。 その基準は次の条件のいずれかに該当する場合。 ① 雨量基準：3時間雨量で40mm以上 ② 指定河川洪水予報による基準：荒川（治水橋）、新河岸川（宮戸橋）
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、その基準は、24時間の降雪の深さが10cm以上と予想された場合。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、その基準は、平均風速が11m/s以上と予想された場合。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による被害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害」のおそれについても注意を呼びかける。その基準は、平均風速が11m/s以上で雪を伴うと予想された場合。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、その基準は、濃霧により視程が100m以下になると予想された場合。

<特別警報・警報・注意報の種類、概要及び発表基準（続き）>

種類		概要・発表基準
注意報	雷注意報	落雷により災害・被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することが多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表され、その基準は、最小湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想された場合。
	着氷注意報	著しい着氷により災害・被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害・被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表され、その基準は、早霜・晩霜期に最低気温が4℃以下になると予想された場合。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。 その基準は次のとおり。 ① 夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 ② 冬期：気象官署所在地で最低気温が-6℃以下になると予想される場合
記録的短時間大雨情報		1時間雨量が100mm以上の場合。

備考

- 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合には、非常措置として基準のみにとられない警報等の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指数で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指標。
- 注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

IV風水害対策編 第1章 風水害に対する予防対策と応急対策
 第5節 災害ごとの対策 第1 水害対策

イ 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

(ア) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

あらかじめ指定した河川の洪水予報は、雨量及び水位等の成果及び予測から区間を定め水位等を示し、洪水によって大きな損害が生ずるおそれのある場合にその旨を警告して行う予想の発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えて水防活動が迅速かつ適期に行われるようにするとともに、一般にも周知させて洪水に対する種々の準備をさせるためのものである。

本市に関係する、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項により国土交通大臣及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川は、荒川である。また、本市に関係する、水防法第11条及び気象業務法第14条の2第3項により県知事及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川は、新河岸川である。また、洪水予報の種類は次のとおりである。

水位危険度レベル	洪水予報の標題(種類)	水位	発表基準	求める行動の段階
レベル5	氾濫発生情報(洪水警報)	氾濫の発生以降	氾濫の発生(氾濫水の予報)	・氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険情報(洪水警報)	氾濫危険水位～ 氾濫発生	氾濫危険水位に到達	・いつ氾濫してもおかしくない状態 ・避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階(避難勧告の発令)
レベル3	氾濫警戒情報(洪水警報)	避難判断水位～ 氾濫危険水位	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	・避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階(避難準備・高齢者等避難開始の発令)
レベル2	氾濫注意情報(洪水注意報)	氾濫注意水位～ 避難判断水位	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	・氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	— (—)	水防団待機水位～ 氾濫注意水位	—	・水防団が体制を整える段階

平成27年度埼玉県水防計画等に基づく。

※氾濫注意情報解除(洪水注意報解除)は、氾濫注意水位(警戒水位)を下回った場合に発表する。

(イ) 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、水防法第13条により国土交通大臣又は知事が指定した水位情報周知河川について、避難判断水位に達した情報の通知を、国土交通大臣又は知事が行うとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知さ

せるためのものである。

本市に係る水位情報周知河川は該当がない。

(ウ) 水防法に基づく水防警報

水防警報は、水防法第16条により、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表で、国土交通大臣あるいは埼玉県知事が指定した河川について実施することになっている。埼玉県知事は、水防警報を発令したとき、又は国土交通大臣から警報事項の通知を受けたときは、ただちにその警報事項又はその受けた通知にかかる事項を水防管理者や関係機関に通知しなければならない。

本市に係る、水防法第16条により国土交通大臣が行う水防警報河川は、荒川である。また、本市に係る、水防法第16条第3項により県知事が行う水防警報河川は、新河岸川である。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫危険情報等により、または既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・地域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

ウ 消防法に基づく火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台長が県知事に通報するもので、通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を

満たしたときとする。

(ア) 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合

(イ) 平均風速が11m/s以上、ただし、降雨・降雪中は除く

(ウ) 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

エ 熊谷地方気象台と埼玉県・市町村とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市防災担当課責任者等へ電話連絡する。

(ア) 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合

(イ) 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合

a 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合

b 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替をした場合

c 特別警報を解除した場合

※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

なお、緊急性が高い場合などには、災害対策本部長（市長）又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、避難勧告や避難指示（緊急）等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

(2) 気象注意報・警報等の伝達

ア 気象業務法に基づく注意報・警報・特別警報及び、気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報の伝達系統

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は、気象注意報・警報・特別警報等を発表、切替え、解除した場合は、県消防防災課及びN T T東日本等の防災関係機関に通知する。

市は、県消防防災課より伝達を受ける。また、県からの伝達を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達を行う。

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知するなどの対応をとるものとする。

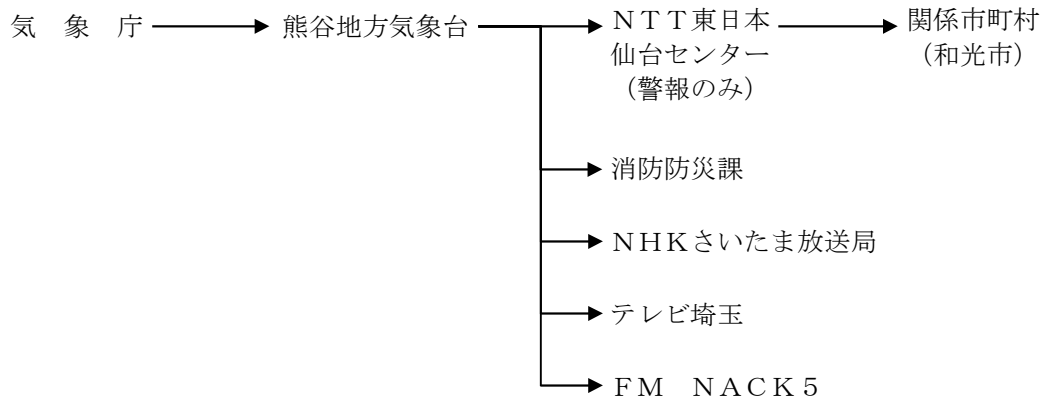
イ 洪水予報及び警報の伝達系統

荒川に関して、洪水により損害を生じる恐れがある場合の予報及び警報は、気象庁及び関東地方整備局又は河川事務所(市に關係する事務所は荒川上流河川事務所)が発表する。

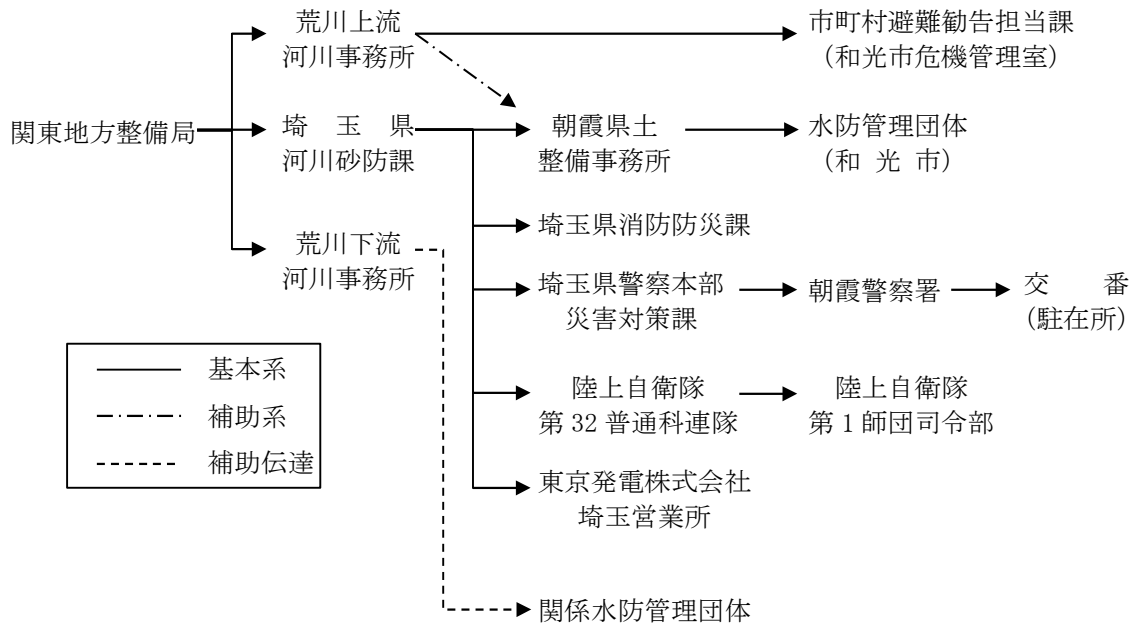
新河岸川に関して、洪水により損害を生じる恐れがある場合の予報及び警報は、埼玉県及び熊谷地方気象台が発表する。

発表された予報及び警報の市への伝達系統は次のとおりである。

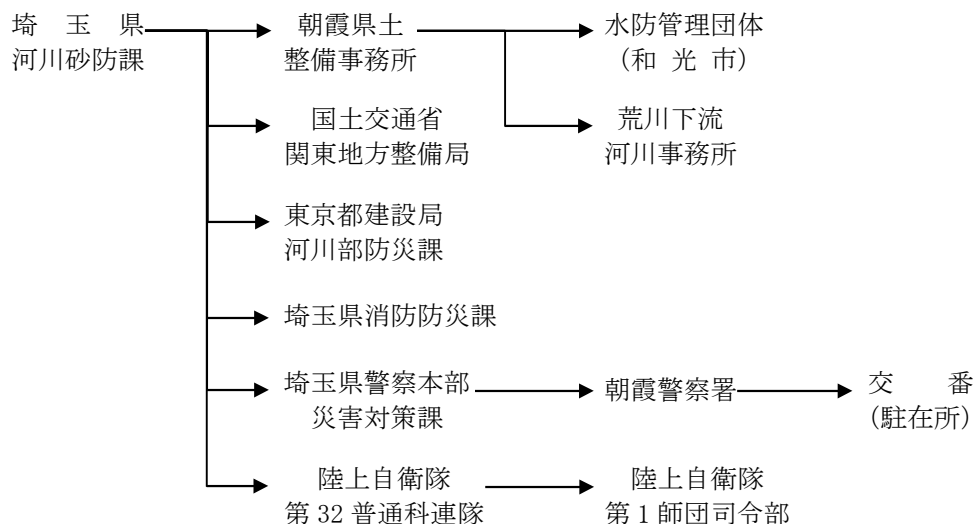
(ア) 荒川に関する気象庁からの伝達系統



(イ) 荒川に関する国土交通省からの伝達系統



(ウ) 新河岸川に関する埼玉県からの伝達系統



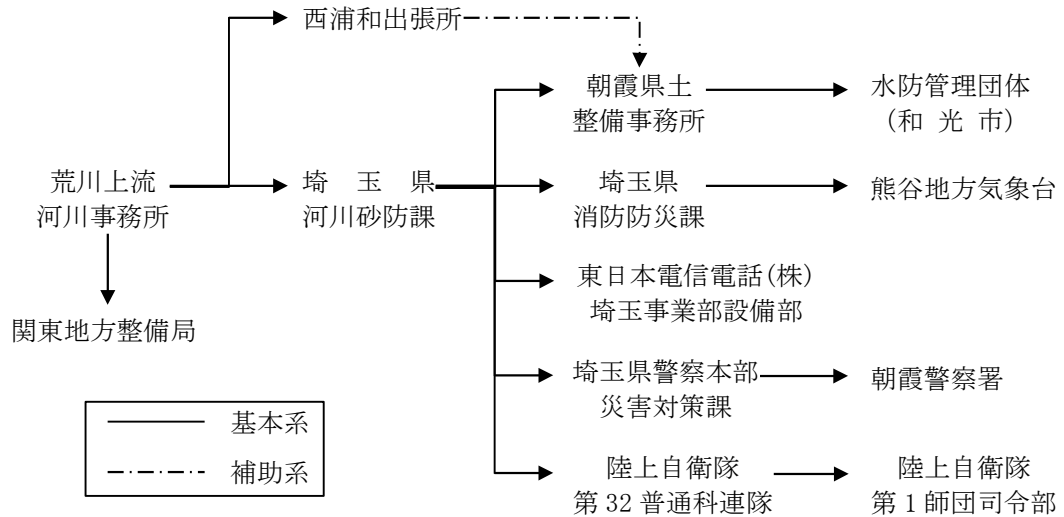
IV風水害対策編 第1章 風水害に対する予防対策と応急対策
 第5節 災害ごとの対策 第1 水害対策

ウ 水防警報の伝達系統

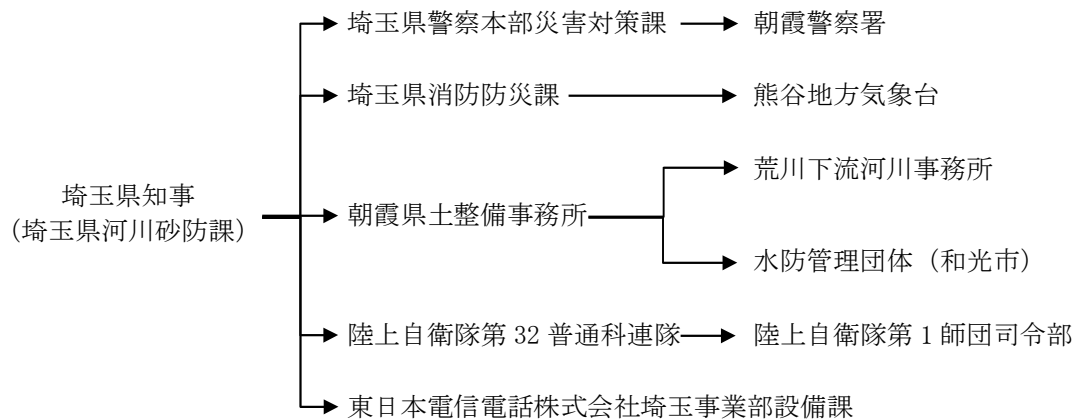
埼玉県知事が水防警報を発令したとき、又は国土交通大臣が行った水防警報の警報事項の通知を埼玉県知事が受けたとき、市はただちにその警報事項又はその受けた通知にかかる事項の伝達を受ける。

水防警報の市への伝達系統は次のとおりである。

(ア) 国土交通大臣の行う水防警報伝達系統



(イ) 埼玉県知事の行う水防警報伝達系統



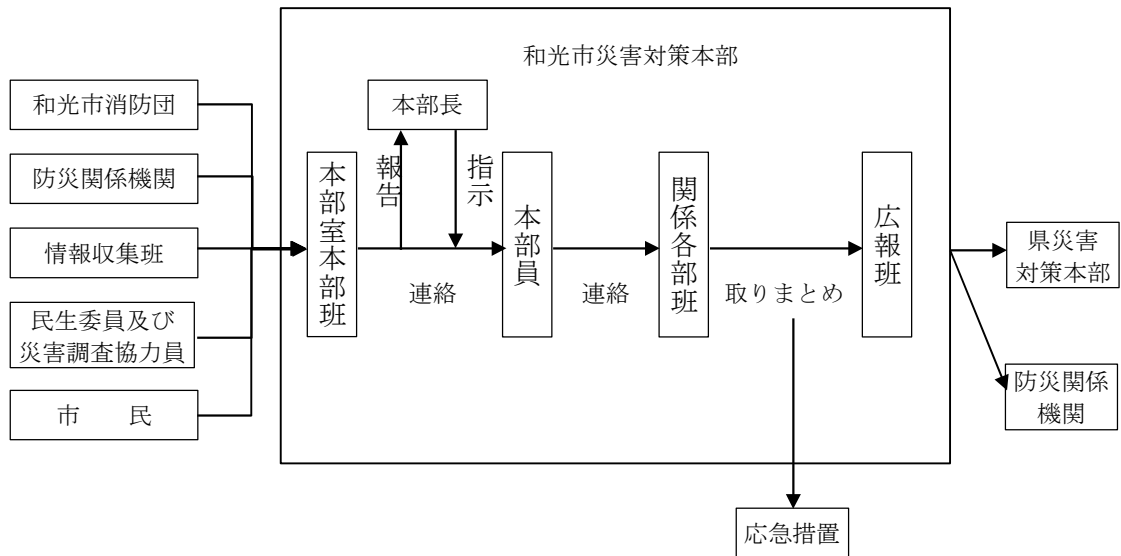
(3) 災害情報の収集・伝達

ア 情報の収集体制

市は、朝霞警察署等の防災関係機関及び市民等から被害情報の収集に当たる。

なお、必要に応じ、情報収集班を市域に派遣する。収集項目及び派遣要領等については、和光市職員初動体制マニュアル（風水害対策編）及び和光市情報収集活動マニュアルによる。

情報の収集系統は、次のとおりとする。



イ 情報総括責任者

災害対策本部本部室長を情報総括責任者とし、災害情報の統括及び統制を実施するものとする。

ウ 情報収集に当たっての留意事項

- (ア) 市は、管轄警察署である朝霞警察署と緊密に連携し、災害情報の収集を行う。
- (イ) 被害の程度の調査に当たっては、庁内の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意する。
- (ウ) 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、罹災人員についても平均世帯人員により計算して速報するものとする。
- (エ) 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく住民登録とも照合し、その正確性を期す。
- (オ) 家屋の全壊・半壊・流出及び死者・重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
- (カ) 市内の土砂災害警戒区域等（市域 24 箇所）に対しては、土砂崩壊の前兆現象情報の収集を、内水災害については過去の事例より危険性の高い箇所に対する重点的な情報収集を行うなど、災害を未然に防ぐ、又は拡大させない情報の収集に努める。

エ 埼玉県への被害状況等の報告

(ア) 報告すべき災害

市は、次の災害について管轄地域内の被害状況等を県に報告する。

- a 市域において、大雨等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水）被害及びがけ崩れのいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの。
- b 災害救助法の適用基準に合致するもの
- c 災害対策本部を設置したもの
- d 災害が 2 都県以上にまたがるもので、本市における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

- e 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
 - f 災害による被害が当初は軽微であっても、今後 a～e 項の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
 - g その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの
- (イ) 報告の種類及び時期等
- 市は、管轄地域内の被害状況等について、次により県に報告するものとする。
なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。
- a 被害速報
- 被害速報は、原則として県災害オペレーション支援システムにより必要事項を入力して報告し、同システムが使用できない場合は、次のとおりである。
- 発生速報（※1）と経過速報（※2）に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市町村関係公共土木被害を優先して報告するものとする。
- 【資料-74 発生速報】
- 【資料-75 経過速報】
- ※1：発生速報
- 被害の発生直後に電話又は防災行政無線で報告する。
- ※2：経過速報
- 被害状況の進展に伴い、収集した被害について逐次電話又は防災行政無線で報告するものとし、特に指示する場合のほか、2時間ごとに行うものとする。
- b 確定報告
- 災害の応急対策が終了した場合は、7日以内に「被害状況報告」により、文書で報告する。
- 【資料-76 被害状況報告】
- c 被害報告判定基準
- 報告する被害とその被害判定基準は資料による。
- 【資料-78 被害報告判定基準】
- (ウ) 報告先
- a 被害速報
- 原則として、災害オペレーション支援システムにより入力し報告する。
災害オペレーション支援システムにより報告できない場合は、報告様式により下記の連絡先に報告する。

勤務時間内	消防防災課に報告する。 ・電話番号：048-830-8181 ・FAX 番号：048-830-8159 ・防災無線電話：83-6-8181 ・防災無線 FAX：83-6-8159
勤務時間外	危機管理防災部当直に報告する。 ・電話番号：048-830-8111 ・FAX 番号：048-822-8119 ・防災無線電話：83-6-8111 ・防災無線 FAX：83-6-8119

b 確定報告

報告様式により文書で報告する。

県消防防災課（電話 048-830-8151）

c 消防庁への報告先

消防庁への報告先は次のとおりである。

ただし、消防庁へ直接報告するのは、県に報告ができない場合に限る。

区分		平日（9:30～18:15） （消防庁応急対策室）	左記以外 （消防庁宿直室）
NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(4) 異常な現象発見時の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）その際、何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（災害対策基本法第54条第2項）

通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条第3項）

通報を受けた市長は、気象庁（熊谷地方气象台）その他の関係機関に通報しなければならない。気象庁に伝達する事項は以下のとおりである。

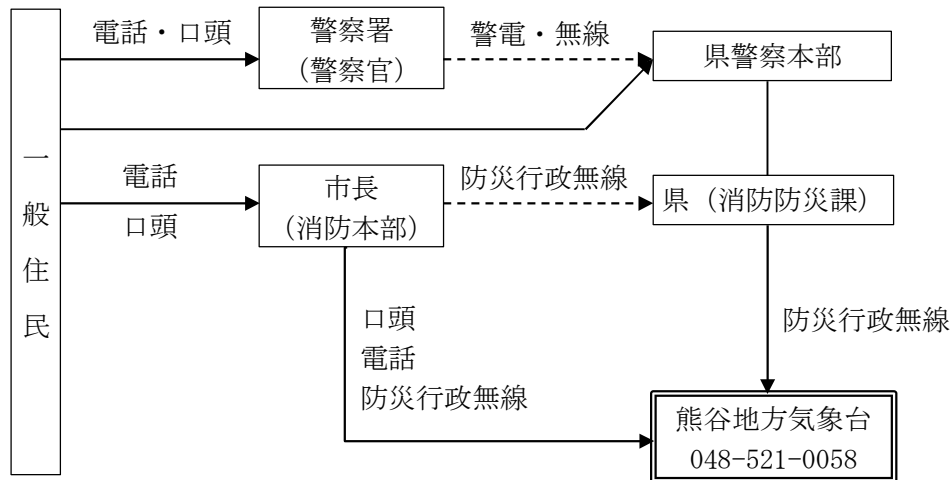
ア 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強いひょう等

イ 地震・火山に関する事項

(ア) 噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

(4) 数日間にわたり頻繁に感ずるような地震



(5) 通信施設の復旧

風水害により、電気通信施設に被害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、東日本電信電話株式会社に対し「東日本電信電話株式会社災害対策規程」に定めるところによる通信施設の迅速な復旧を要請する。

【資料-139 風水害時の通信施設の復旧】

3 広報・広聴活動

(1) 広報活動

【総務部広報班】

ア 市民への広報

(ア) 広報内容

広報内容は、次に示すとおりである。

- a 気象に関する情報
- b 河川の水位に関する情報
- c 土砂災害の前兆現象に関する情報
- d 市民に対する避難勧告・避難指示（緊急）に関する情報
- e 被害（ライフラインを含む。）状況に関する情報
- f 災害救助活動状況に関する情報

(イ) 伝達手段

- a 防災行政無線
- b 広報車
- c 広報「わこう」
- d ホームページ
- e 市職員、消防職員、消防団員、自主防災組織等による口頭伝達（使送）
- f テレビ・ラジオ等の報道機関
- g 緊急速報メール
- h 和光市防災・防犯情報メール

イ 要配慮者への広報

要配慮者に配慮した次のような対策を検討し広報を行うものとする。

- (ア) 外国人に対する多言語による広報を実施する。
- (イ) 聴覚障害者に対するファクシミリや文字放送、手話放送テロップ等による広報する。
- (ウ) 視覚障害者に対しては、テレビ、ラジオで繰り返し情報を提供するとともに、ボランティア等に協力を要請し、点字による広報に努める。

ウ 要配慮者関連施設への伝達

新河岸川及び荒川の浸水想定区域内にある要配慮者関連施設【水害-5】に対して、防災行政無線及び電話等により、施設管理者に避難準備・高齢者等避難開始等を伝達する。

エ 有線通信途絶時の広報

災害時に有線が途絶した場合は、県防災行政無線、和光市防災行政無線、警察無線及び埼玉県南西部消防本部消防無線を使用し広報する。また、アマチュア無線開局者の協力による広報や、職員の派遣による伝達を検討する。

オ 報道機関への発表

(ア) 実施機関

報道機関への災害広報の伝達は、災害対策本部の本部長、副本部長又は本部室長が行う。

(イ) 広報内容

報道機関に対しては、次の内容を発表する。

- a 災害の種別及び発生の日時等
- b 被害状況
- c 応急対策活動の状況
- d 市民の避難状況
- e その他、必要な事項

カ 災害広報資料の収集

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを関係機関等の協力を得て収集する。

- (ア) 広報班の撮影記録係を派遣して撮影した写真及びビデオ
- (イ) 県、他の市町村、報道機関及び市民等が取材した写真及びビデオ
- (ウ) 報道機関等による災害現地の航空写真
- (エ) 水防及び救助等応急対策活動を取材した写真

(2) 広聴活動

【Ⅲ震災対策編 第1章 第8節 広報・広聴活動 第2 広聴活動 震災-68】を準用する。

4 避難活動

【本部室本部班】

(1) 避難勧告及び避難指示（緊急）

ア 実施責任者

避難勧告及び避難指示（緊急）については、次の者が行うものとする。

IV風水害対策編 第1章 風水害に対する予防対策と応急対策
 第5節 災害ごとの対策 第1 水害対策

実施者	災害の種類	要件	根拠法令
市長 (市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水、地すべり	洪水又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

イ 避難の勧告・指示（緊急）

避難勧告又は避難指示（緊急）を発令した場合には、市防災行政無線、広報車等による広報手段のほか、消防団及び自主防災組織等の協力による戸別訪問等により、速やかにその内容を市民等に伝達する。

(ア) 勧告又は指示

a 市長

火災、がけ崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの勧告、指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとする。

b 知事又はその命を受けた職員

(a) 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行うものとする。

(b) 知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な地域の住民に対して立退きを指示するものとする。

(イ) 指示

a 警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長もしくはその権限を代行する者が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示するものとする。

b 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

ウ 避難勧告・指示（緊急）の内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。

(ア) 要避難対象地域

(イ) 立退き先

(ウ) 避難先及び避難経路

(エ) 避難理由

(オ) 避難時の留意事項

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。

エ 県及び防災関係機関への連絡

(ア) 市長（災害対策本部長）が避難勧告又は避難指示（緊急）を実施した場合

市長は、避難勧告又は指示（緊急）を実施した場合、速やかに知事（消防防災課）、朝霞警察署長及び関係団体に報告する。解除する場合も同様とする。

(イ) 市長以外の者が避難勧告又は避難指示（緊急）を実施した場合

市長以外の者が避難勧告又は避難指示（緊急）を実施した場合は、直ちに市長に通知する。市長は、前項に準じて知事（消防防災課）に報告する。

オ 発令基準及び伝達手段

(ア) 発令基準

水害（洪水）に対する避難準備・高齢者等避難開始等の発令は、近隣及び当該箇所における災害の発生状況（前兆現象を含む。）や、基準水位観測所での当該河川の水位及び熊谷地方気象台の気象警報や防災気象情報の発表を前提条件として、河川の状況やその後の雨量予測等や、関係期間へ助言を求めて総合的に判断する。

避難準備・高齢者等避難開始等の発令の判断基準を、以下のように定める。

IV風水害対策編 第1章 風水害に対する予防対策と応急対策
 第5節 災害ごとの対策 第1 水害対策

a 洪水予報指定河川：荒川、新河岸川

<p>避難準備・高齢者等 避難開始</p>	<p>次のいずれかの状況になった場合</p> <p>①水位観測所の水位が、避難判断水位に到達し、かつ、はん濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</p> <p>②水位観測所の水位が、避難判断水位に到達し、かつ、上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに相当の降雨が予想される場合</p> <p>③避難判断水位を超えた状態が4時間継続した場合（堤防からの漏水等の発生の可能性が高まった場合）</p> <p>④次に掲げる避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
<p>避難勧告</p>	<p>次のいずれかの状況になった場合</p> <p>①水位観測所の水位が、はん濫危険水位に到達した場合</p> <p>②水位観測所の水位が、避難判断水位を超えた状態で、はん濫警戒情報の水位予測等により、水位が堤防高を超えることが予想される場合（急激な水位上昇によるはん濫のおそれのある場合）</p> <p>③異常な漏水等が発見された場合</p> <p>④上流域において、堤防の決壊、越水等、はん濫のおそれが高まり、はん濫の結果、当市まではん濫水の到達が予想される場合</p> <p>⑤次に掲げる避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断する時点（夕刻）で、避難判断水位を超えた状態で、気象情報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ・避難判断水位を超えた状態で、強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
<p>避難指示（緊急）</p>	<p>次のいずれかの状況になった場合</p> <p>①水位観測所の水位が、堤防天端高に到達する恐れが高い場合（越水・溢水の恐れのある場合）</p> <p>②異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まった場合③決壊や越水・溢水の発生、または、はん濫発生情報が発表された場合</p> <p>④上流域において、堤防の決壊、越水等、はん濫が発生し、当市まではん濫水の到達が予想される場合</p>
<p>避難勧告等の解除</p>	<p>次のいずれかの状況になった場合</p> <p>①水位がはん濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著かつ上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。</p> <p>②堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からのはん濫のおそれなくなった段階を基本とする。</p>

参考

① 基準水位観測所

荒川 治水橋水位観測所（さいたま市西区飯田新田） 右岸 41.89K

新河岸川 宮戸橋水位観測所（朝霞市宮戸3）

② 基準水位（単位；m）

	荒川	新河岸川
避難判断水位	12.10	7.12
氾濫危険水位	12.60	7.48
※参考 平常水位	4.07	2.21

③ 用語の解説

- ・洪水予報河川：水位や流量の予報が行われる河川 荒川、新河岸川
- ・はん濫危険水位：相当の家屋浸水等の被害を生じる恐れ（2～3時間後に越水する恐れ）のある水位。避難勧告の発令判断の目安。住民の避難判断。
- ・避難判断水位：河川のはん濫に関する住民への注意喚起（1時間後にはん濫危険水位に達する恐れのある水位）避難準備・高齢者等避難開始の発表判断の目安。

b その他の河川：白子川、谷中川、越戸川

避難準備・高齢者等避難開始	※時間的に余裕のない場合がほとんどであり、基本的に避難準備・高齢者等避難開始は発令しない。
避難勧告	次のいずれかの状況になった場合 ①洪水警報が発表され、降雨状況及び降雨予報等により、越水等のおそれが高まった場合 ②消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 ③浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合
避難指示（緊急）	はん濫が発生した場合
避難勧告等の解除	当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。

(イ) 伝達手段

- 防災行政無線を利用して、住民全般に伝達する。
- 市広報車、消防団車両、消防車両から、対象地域の住民全般に伝達する。
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等へ電話またはFAXで伝達する。
- 消防署員、警察官、消防団員、市職員等で戸別伝達する。
- 市ホームページ、防災情報メール、ツイッター、エリアメール等を利用し、対象地域の住民も含めた不特定多数へ伝達する。

【資料-140 水害対応チェックリスト】

【資料-141 水害（洪水）時の伝達文例】

IV風水害対策編 第1章 風水害に対する予防対策と応急対策
 第5節 災害ごとの対策 第1 水害対策

(2) 警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策活動に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限もしくは禁止し、又はその区域からの退去を命ずる。

また、警戒区域の設定を行った場合、市長は関係機関及び住民にその内容を周知する。

状況	措置	指示者	対象者
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63条）	<ul style="list-style-type: none"> 立入制限 立入禁止 退去命令 	<ul style="list-style-type: none"> 市長 警察官 ※1 自衛官 ※3 知事 ※4 	災害応急対策に従事する者以外の者
水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	<ul style="list-style-type: none"> 立入禁止 立入制限 退去命令 	<ul style="list-style-type: none"> 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 警察官 ※2 	水防関係者以外の者
火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	<ul style="list-style-type: none"> 退去命令 出入の禁止 出入の制限 	<ul style="list-style-type: none"> 消防吏員又は消防団員 警察官 ※2 	命令で定める以外の者
人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	<ul style="list-style-type: none"> 引き留め 避難 必要な措置命令 	<ul style="list-style-type: none"> 警察官 	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

- ※1 市長もしくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- ※2 消防吏員又は消防団員がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- ※3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- ※4 知事は災害によって市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代わって実施しなければならない。

(4) 避難行動

【Ⅲ震災対策編 第1章 第12節 避難対策 《応急対策》 第3 避難行動 震災-95】
 を準用するほか、次のとおりとする。

ア 避難の勧告・指示又は避難準備・高齢者等避難開始の伝達

住民に対し、避難の勧告・指示又は避難準備・高齢者等避難開始を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。

(ア) 災害の発生状況に関する状況

- a 河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）
 - b 災害の拡大についての今後の見通し
- (イ) 災害への対応を指示する情報
- a 危険地区住民への避難指示（緊急）
 - b 避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
 - c 周辺河川や斜面状況への注意・監視
 - d 誤った情報に惑わされないこと
 - e 冷静に行動すること

また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

イ 避難誘導

避難にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。

(5) 避難所の開設・運営

【救助部本部班・各避難所管理班】

【Ⅲ震災対策編 第1章 第12節 避難対策 《応急対策》 第4 避難所の開設・運営 震災-96】を準用するほか、次のとおりとする。

ア 避難所における活動

和光市職員初動体制マニュアル（風水害対策編）及び和光市避難所の開設・運営マニュアルによる。

イ 風水害時の避難所

【本節 第1 水害対策 《予防・事前対策》 5 避難体制の整備 水害-5】による。

5 水防活動

【水防本部】

(1) 気象情報・河川情報の収集

【本節 第1 水害対策 《応急対策》 2 情報収集・伝達 水害-8】に基づき、気象情報・河川情報の収集及び伝達を行う。

(2) 河川の監視・警戒

ア 常時監視

市は、水防法第9条に基づき、危機管理室及び道路安全課の職員をもって、随時区域内の河川を巡回し、水防上危険であると認められる箇所がある場合は、直ちに当該河川管理者に連絡して必要な措置を求める。

イ 非常時監視・警戒活動

市は、河川情報提供機関の水防警報（出動）発令時又は市独自の判断により、河川の監

視・警戒を実施する。情報連絡班を危機管理室に置き、1時間ごとに監視・警戒（点検）を行うものとする。

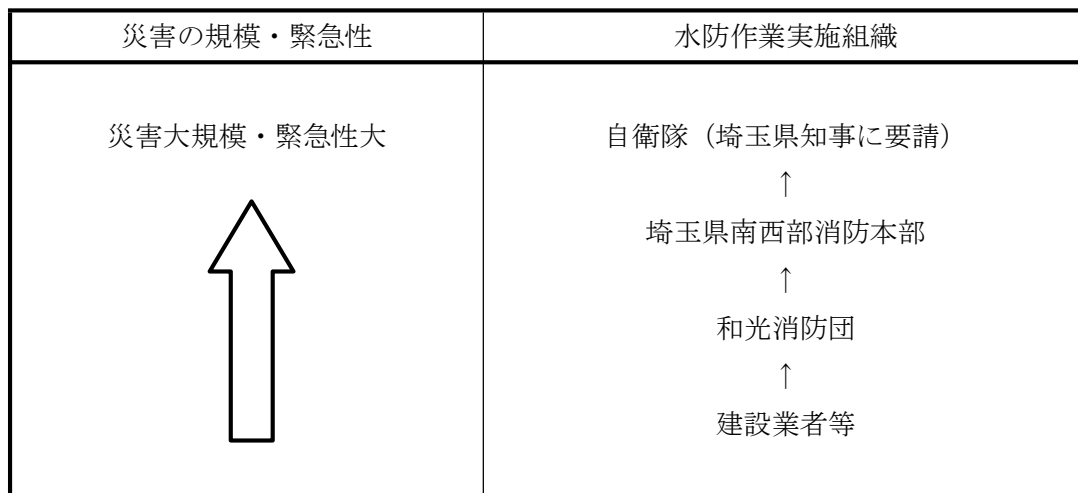
ウ 異常発見時の措置

異常発見時、危機管理室情報連絡責任者は、直ちに当該河川管理者及び朝霞県土整備事務所長に報告するとともに、必要な措置を講ずる。

(3) 水防作業

ア 水防作業の実施組織

災害の規模・緊急性に応じた一般的な水防作業の実施組織概念図は、次のとおりである。



イ 水防作業の実施組織との協力及び指示等

水防本部は、収集した気象情報・河川情報より水防作業実施の判断を行い、水防作業実施組織に対して出動指示を出す。作業開始後は、水防作業の指導監督、及び増援の依頼を行い、水防作業の必要がなくなると判断した場合、実施組織に対して撤収の指示を出し、水防作業を終了する。

ウ 救出・救助活動

水防本部は、消防機関等と協力し、水害の発生に伴う救急救助活動を速やかに実施する。

エ 出動・応援要請

水防本部長もしくは災害対策本部長は、次の場合に消防機関に出動を指示する。

- (ア) 水防警報によって消防機関に出動が要請された場合
- (イ) 知事から出動の指示があった場合
- (ウ) 本部長が必要と認めた場合

なお、消防機関に支援を要請する場合は、【Ⅲ震災対策編 第1章 第9節 地震火災予防と消防活動 《応急対策》 第3 他の消防機関に対する応援要請 震災-75】を準用する。また、自衛隊へ災害派遣を要請する場合は、【Ⅲ震災対策編 第1章 第6節 支援要請・受援体制 《応急対策》 第4 自衛隊への災害派遣要請 震災-53】を準用する。

オ 警戒区域の設定

水防管理者又は埼玉県南西部消防本部消防長は、水防上必要がある箇所について、警戒区域を設置し、その区域内へ無用の者の立入りを禁止もしくは制限し、又はその区域から

の退去を命ずることができる。(水防法第14条)

また、必要に応じて、警察官に出動要請をする。(水防法第15条)

カ 内水対策の実施

建設部は、内水に対する情報を収集するとともに、災害の状況に応じた排水等の作業を実施するものとする。

(4) 決壊時の処置

ア 通報

水防管理者又は埼玉県南西部消防本部消防長(消防機関の長)は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を朝霞県土整備事務所長及びはん濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

この事態が国土交通省直轄管理区域のとき又はその区域に影響する箇所のある場合は、水防管理者は荒川上流河川事務所長にも通報しなければならない。

イ 警察官の出動要請

堤防等が決壊又は、これに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

ウ 居住者等の水防義務

水防管理者又は埼玉県南西部消防本部消防長(消防機関の長)は、水防のため、必要があるときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

(5) 避難のための立退き

ア 立退き及び住民への周知

洪水等により著しい危険が切迫し、その必要があると認めた場合は、水防管理者は、立退き予定地、経路及び可能な処置を設定し、あらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

イ 立退きの通知

立退きを指示する場合においては、水防管理者はただちに知事及び関係各警察署長に通知する。

(6) 水防解除

水位が警戒水位(氾濫注意水位)以下に減じ、水防警報の必要がなくなり、水防警報が解除されたときは、水防管理者は水防解除を命ずるとともに、市民への周知を行い、知事に対してその旨を報告するものとする。

第2 土砂災害対策

《予防・事前対策》

1 和光市の土砂災害警戒区域等の指定状況

「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」
 第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、埼玉県により、24箇所が土砂災害警戒区域
 （うち19箇所は、土砂災害特別警戒区域を含む。）に指定されている。なお、土砂災害特別警
 戒区域については、開発行為や建築行為に対する一定の規制が行われる。

【土砂災害警戒区域】

No	箇所番号	箇所名	住所	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	特別 警戒区域
1	11101-I-0011	観音寺峡	白子2丁目	急傾斜地の崩壊	○
2	11101-I-0012-1	越之峡-1	白子2丁目	急傾斜地の崩壊	○
3	11101-I-0012-2	越之峡-2	白子2丁目	急傾斜地の崩壊	
4	11101-I-0013	牛房西峡	南1丁目	急傾斜地の崩壊	○
5	11101-I-0014-1	寺の上-1	白子3丁目	急傾斜地の崩壊	○
6	11101-I-0014-2	寺の上-2	白子3丁目	急傾斜地の崩壊	○
7	11101-I-0015	向坂	新倉1丁目	急傾斜地の崩壊	○
8	11101-I-0016	峰	新倉2丁目	急傾斜地の崩壊	○
9	11101-I-0017	堀口	新倉2丁目	急傾斜地の崩壊	○
10	11101-I-0018	宮前I	新倉2丁目	急傾斜地の崩壊	○
11	11101-I-0031	市場峡	白子3丁目	急傾斜地の崩壊	○
12	11101-I-0044-1	向山峡-1	白子1丁目	急傾斜地の崩壊	
13	11101-I-0044-2	向山峡-2	白子1丁目	急傾斜地の崩壊	○
14	11101-I-0046-1	漆台-1	新倉2丁目	急傾斜地の崩壊	
15	11101-I-0046-2	漆台-2	新倉2丁目	急傾斜地の崩壊	
16	11101-I-0047-1	宮前II-1	新倉2丁目	急傾斜地の崩壊	○
17	11101-I-0047-2	宮前II-2	新倉2丁目	急傾斜地の崩壊	○
18	11101-I-0048	半三池	新倉2丁目	急傾斜地の崩壊	○
19	11101-I-0055	牛房東峡	白子2丁目	急傾斜地の崩壊	○
20	11101-II-0048	午王山	新倉3丁目	急傾斜地の崩壊	○
21	11101-II-0050	北城山	白子3丁目	急傾斜地の崩壊	○
22	11101-II-0052	南市場	白子3丁目	急傾斜地の崩壊	○
23	11101-III-0029	上之郷	新倉2丁目	急傾斜地の崩壊	○
24	119001-K003	旧白子川	白子3丁目	急傾斜地の崩壊	○

【資料-31 和光市土砂災害警戒区域】

【資料-32 和光市土砂災害警戒区域分布図】

【資料-142 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定の基準】

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

【危機管理室、社会援護課】

市は、以下の項目等に留意し、指定された土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図

るものとする。

- (1) 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
- (2) 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- (3) 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。
- (4) 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- (5) 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達手段を整備していく。

3 情報収集・伝達体制の整備

【危機管理室】

【Ⅲ震災対策編 第1章 第7節 情報収集・伝達 《予防・事前対策》 震災-57】を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 気象情報や避難情報の活用の周知

気象情報や土砂災害警戒情報など災害から身を守るための情報や土砂災害に関する前兆現象を住民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する。

併せて、住民からの前兆現象収集体制を整え、土砂災害警戒活動に役立てる。

(2) 気象情報等の収集・伝達体制の整備

雨量情報、土砂災害警戒情報など土砂災害に関連する情報の収集体制を整え、同時に緊急時に住民に伝達するための手段を整備する。

4 避難体制の整備

【危機管理室】

(1) 避難勧告等の発令基準

市は、土砂災害から、住民の円滑な避難を実現し、被害を軽減するため、土砂災害に対する避難準備・高齢者等避難開始等の発令基準を定める。【水害-34 参照】

(2) 土砂災害時の避難行動単位

土砂災害が発生するおそれがある場合の避難行動をとるべき避難単位は、土砂災害警戒区域等周辺の自治会単位を基本とする。

(3) 土砂災害時の指定緊急避難場所

市では、急傾斜地の崩壊が予想される場合又は崩壊した場合の指定緊急避難場所として、6箇所の施設を指定している。

なお、災害の規模により避難生活が必要となる場合は、指定緊急避難場所の施設等を避難所として使用する。

【資料-144 和光市土砂災害時の避難所】

5 要配慮者への支援

【危機管理室、社会援護課】

市は、土砂災害警戒区域等にある要配慮関連施設や在宅の要配慮者等に対して情報伝達及び避難指示（緊急）が速やかに行えるよう、情報の伝達体制等の整備に努める。

また、災害発生時に的確に避難支援が行えるよう、要配慮者に関する情報を通常時から把握し、土砂災害警戒区域等にある要配慮者関連施設ごとに具体的な避難支援計画の整備に努める。

6 市民の防災意識の向上

【危機管理室】

市は、土砂災害のおそれがある区域（箇所）及び土砂災害（急傾斜）時の前兆現象について、防災マップ及び和光市ホームページ等により市民に周知するとともに、土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対して、防災教育等の実施、土砂災害を想定した防災訓練の開催を行うなどして、土砂災害への危機管理意識の啓発・向上に努める。

【資料-145 土砂災害（急傾斜地）時の前兆現象】

7 マニュアルの作成

【危機管理室】

土砂災害時の警戒及び避難要領等に関する和光市土砂災害時避難活動マニュアルを作成する。

《応急対策》

1 情報収集・伝達

【本部室本部班・情報収集班、建設部土木建設班、各班】

【本節 第1 水害対策 《応急対策》 2 情報収集・伝達 水害-8】を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、市が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。

埼玉県と熊谷地方気象台は、大雨警報発表後、県と気象台が監視する発表基準に達したときに、土砂災害警戒情報を発表する。

本市は土砂災害警戒情報の発表対象地域に含まれる。

ア 発表基準

(ア) 大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合

(イ) より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼

びかける必要がある場合

イ 解除基準

(ア) 降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

(イ) 無降雨状態が長時間続いている場合

ウ 利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象として、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。

(2) 土砂災害緊急情報

国は、河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、また、埼玉県は、地すべりについて重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、土砂災害の想定区域及び時期について緊急調査を行い、市が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう、調査結果を提供する。

(3) 情報の収集・伝達

ア 本部室本部班は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この際、地域住民の安全に関する情報を最優先に収集・伝達する。

イ 本部室本部班は、土砂災害の発生が予想される場合は、地域住民、ライフライン関係者及び交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒及び避難等の指示及び伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、消防団等による戸別伝達に努める。

ウ 本部室本部班は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、市で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。

エ 本部室本部班は、適時適切なタイミングで情報提供を行い、提供した情報が市民等の警戒避難体制や避難行動に反映されるよう促す。

2 広報・広聴活動

【本節 第1 水害対策 <応急対策> 3 広報・広聴活動 水害-21】を準用する。

3 避難活動

【本部室本部班】

【本節 第1 水害対策 <応急対策> 4 避難活動 水害-22】を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 避難勧告等の発令

ア 発令基準

土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の対象となった場合、市長は市内の急傾斜地崩壊危険箇所の状況やその後の雨量予測等を含めて総合的に判断し、避難勧告等を発令する。

避難情報ごとの判断基準とその際の職員体制は次のとおりとする。

	判断基準	職員体制及び対応
避難準備・高齢者等避難開始	次の状況になった場合 ・当市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、埼玉県土砂災害警戒情報システム(※1)の土砂災害危険度における警戒基準(CLライン)(※2)を超過する時刻が「2時間後までに超過」(レベル2)となったとき。	○体制：緊急体制(対策本部の設置を検討) ○各班の対応 ・地域防災計画の災害対策事務分掌、及び和光市職員初動体制マニュアル(風水害編)による。 ○避難準備・高齢者等避難開始を発令 ○留意点 ・避難所開設の準備は、避難準備・高齢者等避難開始発令前に行うこと。
避難勧告	次のいずれかの状況になった場合 ・当市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、埼玉県土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度における警戒基準を超過する時刻が「1時間後までに超過」(レベル3)となったとき。 ・近隣及び当該箇所です砂災害前兆現象が発見された場合。	○体制：非常体制(対策本部の設置) ○各班の対応 ・地域防災計画の災害対策事務分掌、及び和光市職員初動体制マニュアル(風水害編)による。 ○避難指示(緊急)を発令 ○留意事項 ・避難所を開設し避難者の受け入れを開始。 ・消防署員、警察官、消防団員、市職員等で伝達を行う。
避難指示(緊急)	次のいずれかの状況になった場合 ・当市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、埼玉県土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度における警戒基準を超過する時刻が「既に超過」(レベル4)となったとき。 ・近隣で土砂災害が発生した場合。 ・近隣及び当該箇所です砂災害前兆現象(土砂移動現象)が発見された場合。 ・その他、市長が必要と認めた場合。	○体制：非常体制(対策本部の設置) ○各班の対応 ・地域防災計画の災害対策事務分掌による。 ○避難指示(緊急)を発令 ○留意事項 ・消防署員、警察官、消防団員、市職員等で伝達を行う。

※1 埼玉県が提供する防災情報システム。土砂災害危険度、雨量予測情報、警報注意報履歴、降雨状況などが提供される。

(URL <http://keikai2.dosyabousai/pref/saitama.lg.jp>)

※2 Critical Line の略。土砂災害に対して注意すべき領域と警戒すべき領域の境界線をいう。過去の主たる災害事例の分布から最も安全側に設定されている。このCLラインを超えれば必ず災害が起こるものではなく、逆にCLラインを超えなければ安全というわけでもない。災害が発生する確率が高くなる目安。

イ 伝達手段

- (ア) 防災行政無線を利用して、住民全般に伝達する。
- (イ) 市広報車、消防団車両、消防車両から、対象地域の住民全般に伝達する。
- (ウ) 消防署員、警察官、消防団員、市職員等で戸別伝達する。
- (エ) 市ホームページ、防災情報メール、ツイッター、エリアメール等を利用し、対象地域の住民も含めた不特定多数へ伝達する。

【資料-146 土砂災害時の伝達文例】

(2) 避難誘導

本部室本部班は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対して、迅速かつ沈着な行動を取り、安全な場所へ避難するよう、誘導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

(3) 土砂災害時の避難所

【本節 第2 土砂災害対策 《予防・事前対策》 4 避難体制の整備 水害-32】による。

4 救急救助活動

【本部室本部班】

本部室本部班は、消防機関等と協力し、土砂災害の発生に伴う救急救助活動を速やかに実施する。

消防機関に支援を要請する場合は、【Ⅲ震災対策編 第1章 第9節 地震火災予防と消防活動 《応急対策》 震災-74】を準用する。また、自衛隊へ災害派遣を要請する場合は、【Ⅲ震災対策編 第1章 第6節 支援要請・受援体制 《応急対策》 第4 自衛隊への災害派遣要請 震災-53】を準用する。

5 二次災害の防止

【本部室本部班、建設部土木建設班】

市は県と連携し、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

- (1) 建設部土木建設班は、降雨などの気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視を実施する。
- (2) 市は、安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示（緊急）を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等を実施する。
- (3) 建設部土木建設班は、降雨継続時における斜面地等及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置を実施する。
- (4) 本部室本部班は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (5) 建設部土木建設班は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、斜面地等の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

- (6) 本部室本部班は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

第3 竜巻・突風対策

《予防・事前対策》

【危機管理室】

1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

(1) 竜巻等突風に関する普及啓発の促進

市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

(参考) 県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る!」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう!」等)

(2) 学校における竜巻対応マニュアルの作成

ア 竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻に備える態度を育てる。

イ 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

ウ 安全管理運対体制の充実を図る。

(3) 竜巻関係の気象情報に関する普及啓発

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を都道府県単位で発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの気象情報に関して、職員等への研修や市民への普及啓発を行う。

ただし、竜巻や突風は小規模な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度は低い点に留意しなければならない。

2 被害予防対策

物的被害を軽減させるための方策として以下を検討する。

(1) 重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

(2) 低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

3 竜巻等突風対処体制の確立

市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

4 情報収集・伝達体制の整備

【Ⅲ震災対策編 第1章 第7節 情報収集・伝達 《予防・事前対策》 震災-57】を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 気象情報や避難情報の活用の周知

竜巻注意報及び竜巻発生確度ナウキャストなど竜巻に関する情報の入手方法等を住民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及す

る。

(2) 目撃情報の活用

市職員や防災関係機関の職員から竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に活かすなど、竜巻等突風の迅速な補足を検討する。また、住民からの目撃情報等の収集手段についても検討する。

5 適切な対処法の普及

市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際に、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとれるよう、市は、ホームページや広報紙等で、以下のような対処方法をわかりやすく掲示する。

- (1) 頑丈な建物への避難
- (2) 窓ガラスから離れる
- (3) 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- (4) 避難時には飛来物に注意する

《応急対策》

災害の規模に応じて、地震に対する応急対策や他の風水害に対する応急対策を準用して、災害対応にあたるものとする。

第4 雪害対策

《予防・事前対策》

【危機管理室、道路安全課、産業支援課】

1 住民による雪害対策と市との協力体制確立

(1) 住民が行う雪害対策

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

県及び市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

(2) 住民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市及び県は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。

2 情報収集・伝達体制の整備

【Ⅲ震災対策編 第1章 第7節 情報収集・伝達 《予防・事前対策》 震災-57】を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 気象情報等の収集・伝達体制の整備

市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

(2) 住民への伝達及び事前の周知

市及び熊谷地方気象台は、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を住民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ住民への周知に努める。

住民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

(3) 被災市町村や防災関係機関との情報共有

県及び関係機関は、災害時のオペレーションを支援するシステムを整備し、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を関係機関と共有する。

3 雪害における応急対応力の強化

(1) 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の作成・共有

県は、大雪災害に対応するため、事前行動計画（埼玉版タイムライン）を作成し、関係機関と共有する。

(2) 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

救助活動等を実施する警察本部及び消防機関、防災関係機関は、必要な防災資機材等を計

画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

4 避難所の確保

市は、地域の人口、地形及び施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。

5 孤立予防対策

市は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者の把握を行う。

また、市は、孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係機関と協議を行う。

6 建築物の雪害予防

市は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、劇場・駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

(1) 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

(2) 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

7 道路交通対策

道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。また、降雪期に入る前に除雪機械及び附属品等の事前点検整備を実施する。

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、市及び県、道路管理者等、関係機関との連絡体制をあらかじめ確立する。

異常な積雪に伴い、除雪機能が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。併せて、運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定し、関係機関で情報を共有しておく。

8 ライフラインにおける雪害対策の推進

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

9 農産物等への被害軽減対策

市及び県は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

また、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

《応急対策》

1 応急活動体制の施行

【本部室本部班】

市及び県は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

なお、体制配備に当たっては、気象注意報の発令状況を参考にしながら、時機を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

2 情報収集・伝達

【本部室本部班・情報収集班、建設部土木建設班、各班】

【本節 第1 水害対策 《応急対策》 2 情報収集・伝達 水害-8】を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 住民への情報発信

気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市及び県は、降雪状況及び積雪の予報等について住民へ周知する。その際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

県は、住民の適切な行動を促すため、積雪に関する情報のほか除雪に係る情報も積極的に発信するとともに、救助や救援活動などの県や警察本部、自衛隊等の対応状況についても一元的に広報する。

3 広報・広聴活動

【総務部広報班】

【本節 第1 水害対策 《応急対策》 3 広報・広聴活動 水害-21】を準用するほか、次のとおりとする。

市は、大量の積雪が見込まれるときにとるべき行動を、住民に周知する。

- (1) 不要不急の外出は極力避ける。
- (2) 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- (3) 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- (4) 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- (5) 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- (6) 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- (7) 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

4 道路機能の確保

【本部室本部班、建設部土木建設班】

- (1) 異常な積雪時には、あらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人

員を集中的に動員して除雪を行う。

- (2) 降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。
- (3) 緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、朝霞警察署と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。
- (4) 市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。
- (5) 防災関係機関は、市から応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。
- (6) 除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

5 孤立地区の応急対策

【本部室本部班】

降雪・積雪により生活道路等の交通が困難又は不能になり孤立した地区の住民の人命及び財産を保護するため、防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(1) 状況の調査等

市は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を知事に報告するとともに、地区代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとする。

(2) 救援の要請

市は、孤立地区の状況について、食料及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請について、必要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）がわかるように、県に要請するものとする。

(3) 医師の派遣・物資の輸送等

市及び県は、医師、保健師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

(4) 交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図るものとする。

6 避難活動

【本部室本部班】

【本節 第1 水害対策 《応急対策》 4 避難活動 水害-22】を準用する。

7 ライフラインの確保

【本部室本部班、ライフライン事業者】

ライフライン事業者は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。

なお、ライフライン事業者は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や住民の生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

市及び県は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又

は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

8 地域における除雪協力

【本部室本部班】

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

9 被災農家の支援

【環境部農商工班】

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。市は県と協力して、被害状況の迅速な把握と必要な支援措置を講ずる。

第6節 防災体制

《予防・事前対策》

【Ⅲ震災対策編 第1章 第5節 防災体制 《予防・事前対策》 震災-41】を準用する。

《応急対策》

【Ⅲ震災対策編 第1章 第5節 防災体制 《応急対策》 震災-42】を準用するほか、次のとおりとする。

第1 市の活動体制

1 配備体制の基準

(1) 配備体制と職員の招集との関連

ア 通常の体制

所要の職員をもって、通常の配備体制を持って対処する。

(ア) 待機体制

危機管理室の職員をもって対処する。

(イ) 警戒体制

初動体制とし、関連する部署の一部の職員をもって対処する。

(ウ) 緊急体制

所要の職員をもって対処する。

イ 非常の体制

災害対策本部を設置して対処する。全職員をもって対処する。

(2) 災害対策本部設置前の活動

風水害が発生するおそれがある場合に、次の活動等を行う。

ア 気象情報の収集・分析及び伝達

イ 河川の水位及び内水状況の把握

ウ 土砂災害及水害に関する市民等からの情報の収集

エ 県及び防災関係機関との活動状況の把握

オ 危険箇所等の巡視

カ 配備体制の検討及び発令

キ 避難勧告・避難指示（緊急）の検討及び発令

(3) 配備体制の基準

配備体制の基準は次のとおりである。

なお、市内の限定的な地域に発生した中規模災害の場合は、和光市中規模災害応急対策事業実施規程による。

【資料-148 和光市中規模災害応急対策事業実施規程】

配備体制		活動内容	体制発動の準拠	配備人員	決定者
待機体制	通常の組織をもって、災害対策活動を推進する体制	情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が和光市に接近し、被害の発生が予想される場合 ・気象警報発令時 ・大規模火災発生時 ・大規模事故等発生時 	危機管理室の職員又は当直員	危機管理監
初動体制		情報の収集及び報告	災害の発生が予想される場合	当該災害に係る部署の職員のうち必要な人員	危機管理監
緊急体制		情報の収集、報告及び被災状況の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合 ・大規模災害等の発生が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職員全員 ・災害に係る部署の職員のうち必要な人員 	市長
非常体制		<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を速やかに把握 ・人命救助 	大規模災害及び大規模事故等が発生した場合	全職員	市長

(4) 配備人員の基準

和光市職員初動体制マニュアル（風水害対策編）及び和光市中規模災害応急対策事業実施規程による。

2 職員の招集

勤務時間外においては、電話連絡等により職員を招集する。

「待機招集（待機体制時）」・「初動招集（初動体制時）」・「緊急招集（緊急体制時）」においては所要の職員を招集し、「非常招集（非常体制時）」においては市職員全員を招集する。

第7節 支援要請・受援体制

【Ⅲ震災対策編 第1章 第6節 支援要請・受援体制 震災-48】を準用する。

第8節 火災予防と消防活動

【Ⅲ震災対策編 第1章 第9節 地震火災予防と消防活動 震災-70】を準用する。

第9節 救急救助活動

【Ⅲ震災対策編 第1章 第10節 救急救助活動 震災-77】を準用する。

第10節 医療救護活動

【Ⅲ震災対策編 第1章 第11節 医療救護活動 震災-81】を準用する。

第11節 物資供給計画

【Ⅲ震災対策編 第1章 第13節 物資供給計画 震災-100】を準用する。

第12節 緊急輸送

【Ⅲ震災対策編 第1章 第14節 緊急輸送 震災-114】を準用する。

第13節 災害時の要配慮者対策

【Ⅲ震災対策編 第1章 第15節 災害時の要配慮者対策 震災-119】を準用する。

第14節 帰宅困難者対策

【Ⅲ震災対策編 第1章 第16節 帰宅困難者対策 震災-130】を準用する。

第15節 遺体の搜索、収容及び埋葬・火葬

【Ⅲ震災対策編 第1章 第17節 遺体の搜索、収容及び埋葬・火葬 震災-136】を準用する。

第16節 生活環境の保全及び公衆衛生対策

【Ⅲ震災対策編 第1章 第18節 生活環境の保全及び公衆衛生対策 震災-139】を準用する。

第17節 被災住宅対策

【Ⅲ震災対策編 第1章 第19節 被災住宅対策 震災-147】を準用する。

第18節 文教対策

【Ⅲ震災対策編 第1章 第20節 文教対策 震災-153】を準用する。

第19節 災害救助法の適用

【Ⅲ震災対策編 第1章 第21節 災害救助法の適用 震災-159】を準用する。

第20節 被災者支援事務

【Ⅲ震災対策編 第1章 第22節 被災者支援事務 震災-162】を準用する。

第21節 災害復旧事業

【Ⅲ震災対策編 第1章 第23節 災害復旧事業 震災-164】を準用する。

第22節 広域災害応援

【Ⅲ震災対策編 第1章 第24節 広域災害応援 震災-173】を準用する。

第2章 災害復興

第1節 災害復興事業

【Ⅲ震災対策編 第2章 第1節 災害復興事業 震災-180】を準用する。

第2節 被災者の生活再建等支援

【Ⅲ震災対策編 第2章 第2節 被災者の生活再建等支援 震災-183】を準用する。